

環境影響評価審査書に対する事業者の主な対応

026	慶応義塾大学藤沢キャンパス建設計画事業	
項目	審査書の指摘事項	事業者の対応
総括事項	<p>計画地及びその周辺は、比較的 naturally 恵まれた環境特性を有し、かつ市民が自然や歴史とふれあえる機会や場を提供している地域であることを考慮すると、計画地に現存する緑地は周辺緑地との連続性等を考慮して極力保存するとともに、緑地や水辺の積極的な創造等について配慮していくことが望まれる。</p> <p>このため、事業実施に当たっては、キャンパスを囲むいわゆる「つつむ森」としての回復緑地や修景緑地及び失われる谷戸に替わるような修景池等の造り方に配慮し、比較的種類が多い鳥類にとって将来的に安定した生息環境が形成されるようにする必要があります。また、ハイカーや市民ができるだけ自然にふれあえるような環境を創造するため、緑地の位置、規模、植栽方法及び修景池の親水性の確保について検討する必要があります。</p>	<p>計画に当たっては、周辺緑地との連続性を重視し、計画地の周辺部の樹林地を極力保全する。「つつむ森」の形成に当たっては、評価書案からさらに周辺部の厚さを増すため中学・高校のグラウンドの一部及び緑地等の変更を行った。また、調整池を含む緑の軸線を、現存樹林及び回復緑地によって形成するが、この樹林帯には落葉樹を混交することにより林相を多様化させ、質の高い緑地を形成し、調整池の水辺の確保とともに鳥類等の新しい生息環境を創造する。</p> <p>構内道路の一部は、ハイキングコース、オリエンテーリングコースとして市民に開放するとともに、道路に沿った調整池及びその周辺は修景池、回復緑地及び修景緑地等により景観や自然環境に配慮し、市民が自然とふれあえる環境の創造に努める。</p>
生態系	<p>鳥類をはじめとする小動物の生息にとって、水辺や樹林地は重要であるので、周辺の緑と水辺との連絡をはじめ、動物にとって回廊的な役割を持つ緑を確保することや、安定した生息環境となる調整池のつくり方を検討すること。</p>	<p>計画地内の樹林帯は、質の高い野鳥等の生息環境に適した緑の軸線を形成し、更に連続性をもたせるため、中学・高校の運動場の位置の変更等を行う。水辺周辺には草原性、森林性の鳥類等の巣作り、休息場、砂場及び餌場等を整備するとともに、周辺部の斜面の側溝には、虫のはい出すスロープ等も一部に設ける。</p>
文化財	<p>計画地は、先土器時代から中世・近世に至るまでの遺構、遺物の存在が認められる地域であるため、出土した遺跡や遺物を紹介する施設の設置当地域の歴史や文化との「ふれあいの場づくり」について検討すること。</p>	<p>計画地から出土する遺構、遺物については、学内の図書館に郷土資料室を設けて記録保存し、市民に公開するとともに、住居遺跡等は時代別に、構内道路のハイキングコースの一部にもモニュメント、表示板等を設置する。</p>
景観	<p>レクリエーションの場として市民が利用する構内道路については、ハイキングコースとしての趣がそがれぬよう、道路植栽や沿道の修景緑地の景観等に配慮すること。A・B調整池については、変化に富んだ景観の創造を検討すること。</p>	<p>文化財のモニュメントや道路の植栽、歩道の舗装方法等についても、自然と調和した景観を醸し出すよう配慮する。A調整池は、野外劇場、遊歩道など複合機能をもたせ、B調整池は常時水のある修景池とし、水際までゆるやかな芝の斜面を確保する。</p>
安全	<p>道の交通障害や私設駐車場の設置に伴う周辺開発を誘発するおそれがあるため、駐車場不足による周辺環境の悪化をきたすことのないよう検討すること。</p>	<p>学生の自動車通学は原則として禁止し、違法駐車に対しては、パトロール班を設けて1日3～4回巡回し、大学の責任において撤去するなど、一般交通に支障のないよう対応する。</p>